

(様式C)

推薦入学合格内定通知書

受 検 番 号

出身中学校

氏 名

あなたは、平成 年 度 熊 本 県 立 高 等 学 校 の

推薦入学を志願されましたが、選考の結果、

科 一 入 に合格が内定しましたので通知します。

平成 年 月 日

高等学校名

校長氏名

職印

熊本県教育委員会告示第七号

「平成十四年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜要項」及び
「平成十四年度熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選抜要項」を次のように定める。
平成十三年十一月十六日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

平 成 1 4 年 度

熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜要項

1 目 的

この要項は、平成14年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、ひのくに高等養護学校入学者選抜については、別に要項を定める。

2 出願資格

入学を志願することができる者は、以下のとおりとする。

原則として学校教育法施行令第22条の3に示す障害（別表の区分）に該当し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

① 盲学校、聾学校及び養護学校中学部若しくは中学校を、平成14年3月に卒業する見込みの者、又は卒業した者

② 学校教育法施行規則第63条の各号の一に該当する者

なお、重複学級にあっては、当該学校対象の障害のある者で二つ以上の障害を併せ有し、原則として保護者等による送迎が可能な者、訪問教育にあっては、原則として養護学校中学部（訪問教育）を卒業する見込みの者、又は卒業した者で、保護者とともに本県に在住し、かつ学校から訪問可能な距離の者

3 入学者選抜実施学校及び定員

入学者選抜を実施する学校は別表のとおりとする。なお、募集定員は、別途定める。

4 入学者選抜の方法

(1) 入学者の選抜は、出願者の出身学校の校長から提出された調査書等の書類及び選抜のための諸検査等の結果を資料として、各学校高等部の教育に対する適性について判定し、出願先の学校の校長が行う。ただし、訪問教育にあっては、出願者の出身学校の校長から提出された入学願と調査書による書類選考とする。

(2) 入学願及び調査書等に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消す。

5 出願期間

(1) 出願期間は、平成14年2月8日（金）から2月14日（木）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。

なお、郵送による場合は、2月13日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 上記にかかわらず、県外から転勤等正当な理由によって、入学式当日までに保護

者とともに確実に転居し、入学後も通学が可能な場合は、特例として平成14年2月21日（木）から3月1日（金）午後4時まで受け付ける。

なお、この場合、やむを得ない事情のため平成14年2月14日（木）までに出願できなかったことを証明する書類を添付すること。

6 出願手続

- (1) 入学願（様式1に準拠して各学校の校長が定める。）、受検票（様式2）、写真票（様式3）に、その他志願先の学校の校長が必要とする書類を添え、出身学校の校長を経て志願先の学校の校長に提出する。入学者選抜手数料は無料とする。
- (2) 出願は、1校限りとする。いったん入学願を提出した後は、(3)及び次項7の「出願変更」の場合を除き、どのような変更（出願期間内に、ある学校への出願を取り消して別の学校へ出願することも含む。）も認めない。
- (3) 出願取消しの場合は、平成14年2月21日（木）以後に、本人、保護者及び出身学校の校長連署のうえ、文書で出願先の学校の校長に届け出なければならない。

7 出願変更

- (1) 出願した学校を変更したい者は、1回に限り変更することができる。
- (2) 変更期間は、平成14年2月15日（金）から2月20日（水）までとし、この期間に出願変更の手続きを全て完了するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日の午後及び日曜日には受付をしない。

なお、郵送による出願変更は受け付けない。

- (3) 出願変更の手続きは、次のとおりとする。
 - ア 出願変更したい者は、出身学校の校長を経て出願した学校の校長に、「出願変更願（甲）」（様式4）、「出願変更願（乙）」（様式5）と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願（乙）」と先に提出した入学願、写真票を受け取る。（「出願変更願（甲）」及び受検票は、出願変更前の学校で保存する。）
 - イ 受け取った「出願変更願（乙）」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身学校の校長を経て、出願変更先の学校の校長に提出し、受検票の交付を受ける。

8 入学願、調査書の作成・提出

- (1) 入学願の作成

入学願記載事項の証明に当たっては、出身学校の校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。
- (2) 調査書の作成

出身学校の校長は、調査書（志願先の学校の校長が定める様式）を作成する。
なお、調査書は、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。